

# デジタルきっぷ取扱規程【スルッと QRtto 版】

(令和 7 年 10 月 1 日改定)

## (目的)

第 1 条 この規程は、株式会社スルッと KANSAI（以下、「スルッと KANSAI」という。）が提供するスルッと QRtto（クルット）を通じて発売するデジタルきっぷを、近畿日本鉄道株式会社（以下「当社」という。）で利用する旅客の運送等について合理的な取扱方を定め、もって登録ユーザおよび同行者の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。

## (定義)

第 2 条 この規程は、スルッと KANSAI が運営する販売サイトまたは外部システムで購入されたデジタルきっぷのうち、当社の取扱いについて定めるものとします。

## (用語の意義)

第 3 条 この規程において使用する以下の用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「サービス提供事業者」とはスルッと QRtto を通じてデジタルきっぷを発売する事業者をいいます。
- (2) 「本サービス」とは、この規程の定めるところによりスルッと KANSAI の運営する販売サイトまたは外部システムを通じて発売されたデジタルきっぷで受けられるサービス等をいいます。
- (3) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道・軌道をいい、「他社線」とは、当社以外が経営する鉄道・軌道・自動車線等をいいます。
- (4) 「デジタルきっぷ」とは、情報端末と入出場情報を組み合わせたもので 2 次元バーコードの ID が表示された企画乗車券をいいます。
- (5) 「企画乗車券」とは、当社が特別の運送条件（運賃、料金、区間、経路、列車、設備、発売期間、有効期間、発売箇所等）を定めて発売または利用を認める乗車券をいいます。また、施設利用券等を付随して発売するものを含みます。
- (6) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等をいいます。
- (7) 「スルッと QRtto」とは、販売サイト、登録ユーザの情報、利用履歴等を管理する仕組みの総称をいいます。
- (8) 「登録ユーザ」とは、スルッと KANSAI が制定するスルッと QRtto 利用規約に定める事項に同意のうえ、スルッと QRtto に自らの情報を登録し、スルッと QRtto が提供するデジタルきっぷを購入および利用する旅客をいいます。
- (9) 「準登録ユーザ」とは、デジタルきっぷを受け取るためのコード（以下、「受取コー

ド」といいます。) ならびにこれに付随して発行される ID およびパスワードの配付を受けてデジタルきっぷを利用する旅客をいいます。準登録ユーザは、本サービスにログインした時点で登録ユーザとみなしますが、本サービスの利用はデジタルきっぷの利用に限ります。

- (10) 「同行者」とは、登録ユーザが情報端末の画面に表示する2次元バーコード等により改札を通過し登録ユーザと同一行程で旅行する登録ユーザ以外の旅客をいいます。
- (11) 「外部システム」とは、スルッと QRtto と連動し、スルッと KANSAI の運営する販売サイト以外の事業者がデジタルきっぷを発売することができる販売サイトをいいます。
- (12) 「購入情報」とは、スルッと QRtto にて管理する登録ユーザが購入したデジタルきっぷの情報をいいます。
- (13) 「対応改札機等」とは、デジタルきっぷに対応した自動改札機等をいいます。
- (14) 「目視検札」とは、対応改札機を設置していない当社線において、係員が目視により検札することをいいます。
- (15) 「読取検札」とは、改札口にて係員が呈示等する2次元バーコードを登録ユーザ自身が所持する情報端末にて読み取ることにより検札することをいいます。
- (16) 「分配券」とは、複数枚を一括で購入したデジタルきっぷのうち、第三者に SNS 等を通じて分配した券をいいます。

#### (適用範囲)

第4条 デジタルきっぷにより当社線を利用する登録ユーザの運送等については、この規程の定めるところによります。

2. この規程が改定された場合、以後のデジタルきっぷによる登録ユーザの運送等については、改定された規程の定めるところによります。
3. 前各項のほか、この規程に定めていない事項については、スルッと KANSAI が制定するスルッと QRtto 利用規約、当社の定める旅客営業規則ならびに関係規程および当社のホームページ内等に記載の注意事項に定めるところによります。
4. デジタルきっぷに組み込まれた他運輸機関乗車券・乗船券による他社線の運送および施設利用券の利用については、当該の運輸機関および施設が定めるところによります。

#### (契約の成立時期および適用規定)

第5条 登録ユーザ自らが情報端末で操作を行い、購入内容等を販売サイトへ送信し、販売サイトがその情報を受信した後、購入情報等を登録ユーザへ返信したときに売買契約および運送契約が成立するものとします。

2. 準登録ユーザおよび第18条の規定によりデジタルきっぷの分配を受けた第三者との運送契約は、情報端末等に表示する2次元バーコードを対応改札機等にかざしたとき、情報

端末の画面を係員に呈示して改札を受けたとき、または当社が別途指定する区間においては利用開始ボタンを押下後、列車に乗車した時点で成立します。

3. 同行者との運送契約は、登録ユーザが情報端末等に表示する2次元バーコードを改札機にかざしたとき、利用開始ボタンを押下後、登録ユーザと同一列車に乗車したとき、または情報端末の画面を係員に呈示して改札を受けた時点で成立します。
4. 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

#### (規程等の変更)

第6条 民法第548条の4の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、登録ユーザと個別に合意することなく、この規程を変更することができるものとします。

- (1) この規程の変更が、登録ユーザの一般の利益に適合する場合
  - (2) この規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事象に照らして合理的なものである場合
2. この規程を変更する場合、予め Web サイト等で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を周知するものとします。
  3. 当該変更の効力発生後に登録ユーザが本サービスを利用した場合、登録ユーザは当該変更同意したものとみなします。

#### (旅客の同意)

第7条 登録ユーザは、この規程およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

#### (利用環境)

第8条 登録ユーザは、本サービスの利用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持するものとします。

2. 登録ユーザは、本サービスの使用にあたって必要となる通信費等を自らの責任において負担するものとします。
3. 情報端末の故障または電池切れ、電気通信サービスの提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により使用できる状態にない場合は、本サービスの一部または全部を使用することができません。また、スルッと KANSAI が別に定めるスルッと QRtto 利用規約の推奨環境以外の端末や使用環境によってはご使用いただけない場合があります。

(スルッと QRtto の取扱時間)

第9条 スルッと KANSAI の提供する販売サイトにおけるデジタルきっぷの購入や払い戻しなどは 24 時間可能です。ただし、スルッと KANSAI が定めた日時にメンテナンスを行うことがあります。外部システムにおいてはその販売サイトの定めによります。

2. 当社の取扱時間は当社線の営業時間内に限ります。その他の取扱時間については各々の運送機関および施設の定めによります。

(利用の制限または停止)

第10条 当社は必要により、本サービスの取扱時間を制限または停止することがあります。

2. 前項の規定により、本サービスや取扱時間を制限または停止する場合はその旨を告知します。
3. 第1項に基づく取扱時間等の制限または停止に伴い発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(発売および有効期間等)

第11条 デジタルきっぷの発売額、発売期間、有効期間等は商品を提供する各サービス提供事業者が別に定めるところによります。当社が発売するデジタルきっぷは、当社のホームページ等によって掲示するものとします。

(購入方法)

第12条 スルッと KANSAI の提供する販売サイトでデジタルきっぷを購入する場合、支払い方法はクレジットカードによる1回払いとします。

2. 利用できるクレジットカードは Visa・JCB・Mastercard・AMERICAN EXPRESS・Diners Club です。
3. クレジットカードで支払いをする際、クレジットカード番号、有効期限およびセキュリティコードを入力するものとします。
4. デジタルきっぷを購入する際、登録したクレジットカードが有効期限経過、解約、通信不良等により使用できない場合、クレジットカード決済による購入はできません。
5. デジタルきっぷを購入する場合、入力するクレジットカードの有効期限は、購入するデジタルきっぷの有効終了日以降のものとなります。
6. クレジットカードの使用にあたっては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めに従うものとします。
7. スルッと KANSAI の提供する販売サイトでデジタルきっぷの購入が完了した場合、スルッと KANSAI から電子メールにより通知いたします。スルッと KANSAI から通知を行なった場合、登録ユーザは当該通知を受領したものとみなします。
8. 前各項の規定にかかわらず、外部システムにおいて発売するデジタルきっぷを購入する

ときの取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めます。

(購入枚数)

第13条 登録ユーザは、複数のデジタルきっぷを一括で購入することができます。なお、一括で購入できる上限数はデジタルきっぷ毎に定めます。

(払い戻し)

第14条 登録ユーザは、購入したデジタルきっぷのすべてまたは減数による一部が不要となった場合、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、購入枚数の減数および払い戻しすることができます。

2. 購入枚数を減数する場合、変更後の購入枚数分を決済した後、変更前の全てのデジタルきっぷを払い戻しします。そのため、利用限度額超過などの理由により、処理できない場合があります。
3. 登録ユーザは購入後、第三者へ送信した分配券を含むデジタルきっぷを払い戻しする場合、第三者から全ての分配券を回収することで払い戻しすることができます。ただし、一括購入したデジタルきっぷが全て未使用の場合に限ります。
4. 分配券を払い戻しする条件は、前項および第20条ならびにデジタルきっぷ毎に定めるところによるものとし、デジタルきっぷを受け取った第三者は、自ら分配券を払い戻すことはできません。
5. 払い戻しが完了した場合、スルッと KANSAI から電子メールにより通知します。スルッと KANSAI から通知を行なった場合、登録ユーザは当該通知を受領したものとみなします。
6. 払い戻しをする場合、登録ユーザは当社が別に定める手数料を支払うものとします。なお、払戻手数料とは別にデジタルきっぷ毎に定める取消手数料をいただく場合があります。
7. 払い戻しを行った場合、購入時に使用したクレジットカードの口座へ返金します。
8. 外部システムにて購入したデジタルきっぷを払い戻しするときの取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めます。

(取扱区間)

第15条 デジタルきっぷを使用することができる区間は、各デジタルきっぷのホームページ等によって掲示するものとします。

(購入済みデジタルきっぷの確認)

第16条 登録ユーザが販売サイトで購入したデジタルきっぷの購入情報および利用履歴等は情報端末の画面にて確認することができます。

2. 登録ユーザは自身の情報端末の操作によりデジタルきっぷの購入、使用、払い戻し、分配を行った履歴を購入日から 12 カ月後の月末迄確認できます。

#### (使用方法)

第 17 条 登録ユーザはデジタルきっぷを駅で使用する場合、情報端末に表示した 2 次元バーコードを対応改札機にかざすことで利用できます。

2. 対応改札機を設置していない駅においては、目視検札または読取検札によりデジタルきっぷを使用するものとします。
3. 登録ユーザは、入場時に使用したデジタルきっぷにて出場しなければなりません。
4. 第 15 条の規定により購入した複数枚のデジタルきっぷを、次条に定める分配を行わず対応改札機を使用する場合、登録ユーザは同行者一人に対し一つのデジタルきっぷを対応改札機にかざして通過させるものとし、同行者の人数分、同じ方法を繰り返すものとします。

#### (分配)

第 18 条 登録ユーザは第 13 条の規定により一括で購入した複数枚のデジタルきっぷの一部または全てを、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、以下の方法により第三者に分配することができます。

- (1) 分配するデジタルきっぷを選択
  - (2) 第三者に送信する方法を選択
  - (3) 選択することで取得する URL を SNS にて第三者へ送信
2. 分配券を受け取る場合、スルッと QRtto 利用規約の定めに従い本サービスへの登録を完了しておく必要があります。
  3. 登録ユーザは、第三者に送信した分配券の利用状態を確認することができます。
  4. 分配券を所持する第三者がデジタルきっぷを使用しない場合、有効期間終了前かつ未使用に限り、登録ユーザは回収することができます。回収したデジタルきっぷは別の第三者に分配することができます。
  5. 分配券を所持する第三者がデジタルきっぷを使用しない場合、有効期間終了前で未使用の場合、かつ分配を受けた第三者が登録ユーザである場合に限り、登録ユーザに対し分配されたデジタルきっぷを返却することができます。

#### (効力)

第 19 条 登録ユーザは、デジタルきっぷを使用する場合、自身が情報端末等を携帯し、その情報端末の画面に表示された購入情報等に指定された内容に限り、使用することができます。

2. 情報端末の故障、充電切れ等により、購入情報を情報端末に表示できない場合は使用す

ることができません。この場合、デジタルきっぷを所持していないものとみなし、乗車駅から降車駅までの普通運賃を別途現金にて収受します。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第20条 登録ユーザおよび同行者は、対応改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。なお、1回以上の乗降を行った場合は既に使用済みとし、その取扱いの対象外とします。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅での出場時にはデジタルきっぷの入場情報の消去処理を行います。

(2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還

旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃を、途中駅において現金により収受します。この場合デジタルきっぷの入場情報を消去します。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を登録ユーザおよび同行者がデジタルきっぷの当社線の有効区間によらないで別途に旅行を希望する場合は、次のいずれかの方法によるものとします。

イ. 登録ユーザおよび同行者は、そのデジタルきっぷに表示された着駅と同一目的地に至る場合は、当社が指定の他の経路による乗車をすることができます。ただし、他の経路による乗車中に途中下車をすることはできません。なお、乗降回数にかかわらず取扱いの対象とします。

ロ. 旅行開始駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅において現金により収受します。この場合、デジタルきっぷの入場情報を消去します。

(使用の制限)

第21条 登録ユーザおよび同行者は1回の乗車につき、2以上のデジタルきっぷを同時に使用することはできません。

2. 入場時に使用したデジタルきっぷを出場時に使用しなかった場合は、当該デジタルきっぷで再び入場することはできません。
3. デジタルきっぷの破損、対応改札機等の故障または停電等により対応改札機等によるデジタルきっぷの読み取りが不能となったときは、デジタルきっぷは直接、対応改札機等で使用することができません。
4. 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。
5. 使用を制限されたデジタルきっぷは使用することができません。この場合、乗車駅入場後であっても、降車駅において出場できません。

6. 他の乗車券と併用して使用することはできません。
7. 有効期限の定めがあるデジタルきっぷは、その有効期限を超えて使用することができません。
8. 偽造、変造または不正に作成されたデジタルきっぷを使用することはできません。

(紛失)

第22条 入場後、デジタルきっぷを紛失した場合、入場駅から出場駅までの普通旅客運賃を収受します。

2. デジタルきっぷの紛失に対し、当社はその責を負いません。

(ご利用上の注意)

第23条 販売サイトおよび2次元バーコードが所定の仕様に従って適切に表示されない等、登録ユーザの情報端末の設定環境に起因する不具合により生じた損害に関して一切補償しません。

2. 使用環境によっては、本サービスを利用できない場合がありますが、スルッとQRttoおよび当社に起因しない通信環境の不具合等により生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

(乗車変更)

第24条 有効区間が指定されたデジタルきっぷにおいて、その区間を変更（乗越し、方向変更等）することはできません。

(無効となる場合)

第25条 デジタルきっぷは、次の各号に該当する場合は無効とします。

- (1) 旅行開始後のデジタルきっぷを他人から譲り受けて使用したとき。
- (2) 対応改札機等または目視検札、読取検札による改札を受けずに乗車したとき。ただし当社がデジタルきっぷ毎に別途指定した駅・区間は除く。
- (3) その使用方法に基づかず使用したとき。
- (4) デジタルきっぷが偽造、変造または不正に作成されたものであった場合。
- (5) その他不正乗車の手段として使用したとき。